

## 保育所等の申込方法

保育園・こども園には定員があるため、受入人数を超えた場合は、提出された申請書と添付書類をもとに市が定める選考基準に基づいて点数をつけて、点数が高い順に入園内定とします。

### 対象施設

- ・ 保育園等（私立認可保育園）
- ・ 地域型保育園（小規模保育園、事業所内保育園）
- ・ 公立みらいこども園(仮称) ※天久みらいこども園(仮称)3～5歳児クラスを除く
- ・ 私立こども園のうち、2号認定および3号認定

(※私立こども園1号については、各こども園へ直接お申込みください。私立こども園1号で発達支援保育を希望される方は、障がいの状況がわかる、診断名が記入された医師の診断書・意見書、もしくは療育手帳、身体障害者手帳、特別児童手当て証書のいずれかの写しを園にご提出ください。)

### 申込方法

次ページに記載する「提出書類」を窓口へ直接ご持参ください。

申込みの順番は、選考点に影響しません。事前に必要書類をご確認のうえ、時間に余裕を持ってお越しください。

**場所** 那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎3階 49番窓口）

**時間** 平日 8時30分～17時15分まで

- ・ 12時～13時も受付しています
- ・ 4月入園申込受付のみ、

右の日程で時間外受付を行います。

12月15日(日)	9:00～12:00
12月19日(木)	8:30～20:00

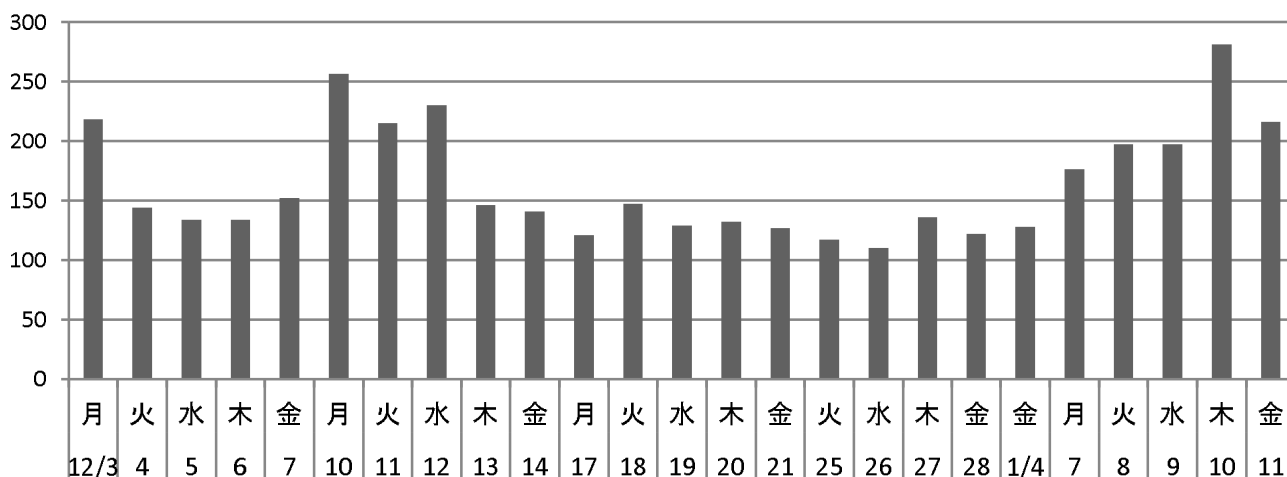
**期間** 4月入園：令和元年12月2日（月）～令和2年1月10日（金）

5月入園以降は、P.58の『入所申込日程表』を参照ください。

- ・ 書類のチェックや住民情報照合のため、1件あたり20分ほどお時間がかかりますのでご了承ください。
- ・ 書類がそろっていない場合や記入もれがある場合は受付できません。
- ・ 証明書はすべて原本が必要です。受理した書類は返却できません。必要な方は事前にコピーをお取りください。
- ・ 書類の内容確認を行う必要があるため、郵送でのお申込みは受付けておりません。必ず窓口へご持参ください。
- ・ 代理の方が提出される場合は、代理の方の身分証などのご提示をお願いする場合があります。
- ・ 受付初日や締切前3日間はたいへん混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

【参考 2019年度の4月入園受付期間(12/3～1/10)の来課人数】

期間中合計4,106人（平均 164人/日）



## 提出書類

必要な書類の名称	提出が必要な方	提出部数
令和2年度教育保育給付認定申請書兼施設利用申込書（様式1）	全員	子ども1人につき1部
保育所等入園に関する確認票（様式2）	全員	世帯につき1部
A) 保護者の「保育が必要な理由」を証明する書類	下表参照	全員
B) 世帯状況に応じて必要となる書類	P.9参照	該当する方のみ
C) 保育料算定及び階層認定に必要な書類	P.10参照	該当する方のみ
D) 保育料減免に必要な書類	P.10参照	該当する方のみ
E) その他の必要書類	P.10参照	該当する方のみ

### A) 保護者の「保育が必要な理由」を証明する書類

次の表を確認のうえ、入園希望月の保護者の状況に応じた書類を提出してください。

各証明書は申込日から起算して3か月以内に作成されたものを有効とします（12/15申込の場合、9/15以降作成）。

- ・ ふたり親の場合は、父の書類1部と母の書類1部が必要です。
- ・ 期限付きの要件書類を提出した場合は期間をすぎると申込は無効になりますが、期限が切れる前に新しい要件書類を提出すれば申込を継続できます。
- ・ 「★」がついているものは指定様式です（パンフレット挟込みの用紙を利用するか、市ホームページからダウンロードしてください）

那覇市 保育園 申し込み 検索



父 母	保護者の「保育が必要な理由」	書類の名称
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	就労（月64時間以上） （採用予定や育休復帰予定を含む）	★就労証明書（様式3） ・自営業の方は、添付拳証資料が必要（就労証明書を参照） ・採用予定の場合は、採用後に改めて提出が必要。 ・育休復帰の方は、復帰日と、入園でき次第復帰可の記載が必要。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	妊娠中または出産後4か月以内	親子健康手帳（表紙と分娩予定日ページ）の写し ・産後4か月を過ぎると申込みは無効になります。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	病気療養中	★診断書（保護者用）（様式4） ・療養期間を過ぎると申込みは無効になります。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、障害基礎年金証書、または精神障害者保健福祉手帳の写し
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	同居親族を常に看護・介護している	★看護・介助証明書（様式5） ・看護介助期間を過ぎると申込みは無効になります。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	災害復旧にあたっている	罹災証明書など（被災を確認できる書類）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	求職活動中 または 起業準備中	求職受付票（ハローワークカード）の写し、 起業準備の状況がわかる証明書 など
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	就学中である （学校教育法で規定する教育施設に在学 または公共施設で行う職業訓練に限る）	在学証明書 または 入学許可証 ・添付資料として、授業日数と授業時間が確認できる書類
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	育休 ※育休対象児以外を申込みの場合のみ 例) 第2子の育休中で、第1子を申込みの場合	★就労証明書（様式3） ・育休期間の記載が必要。
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	みなし育休 ※みなし育休対象児以外の申込みのみ 例) 就労していないが、2歳未満の第2子を家庭保育しており、第1子を申込みの場合	親子健康手帳の写し（表紙、出生届出済証明ページ） ・みなし育休対象児のもの

## B) 世帯状況に応じて必要となる書類

次に該当する世帯は、状況に応じた書類の提出が必要です。

選考点が加算される場合もありますので、入園選考基準表（P.11）とあわせてご確認ください。

- ◎ … すべての世帯で加点対象
- … 該当者のみ加点対象

加点対象	世帯の状況	提出書類
◎	ひとり親世帯	次のうち いずれか 1つ ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し （※「こども医療費助成金受給資格者証」ではありません。） ・戸籍謄本（婚姻していないことがわかるもの）
◎	保護者の一方が、児童を保育できない場所（県外・離島など）に在住している。	別住者の住民票謄本（世帯全員の氏名と続柄がわかるもの）
◎	保護者の就労、就学または療養により、申込児童を認可外保育園などに入園させている	認可外保育施設の在園証明書（那覇市様式）
◎	申込児童が障がいを持っており、発達支援保育（障がい児保育）を希望する	児童の障がいの状況がわかる医師の診断書（意見書） 必要に応じ、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書通所受給者証などの写し（P.20もご確認ください。）
◎	里親家庭など、社会的養護が必要である	養育する園児についての児童相談所長発行の証明書
○	妊娠産後期間中の就労世帯	★就労証明書（様式3） ・基本指数が「妊娠産後期間」の場合のみ加点
○	育児休業中だが、対象児童が入園できたら復職する	★就労証明書（様式3） ・加点になるのは「入園でき次第 復帰」が「可」の場合のみ
○	保育園・こども園などで、保育士等(※)または子育て支援員として就労している ※保育士等には、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師を含む	★就労証明書（様式3） ・添付資料として、資格証（保育士証など）または免許状の写しが必要。
○	月64時間以上就労している方が、障害者手帳を所持している	身体障害者手帳の写し または 精神障害者保健福祉手帳の写し
○	月64時間以上就労している方が、生活保護受給中である	生活保護受給証明書（世帯全員が記載されているもの）
/	保護者が外国籍である	・在留カード ・2018年1～12月の収入がわかる書類（W2 など） ※2020年9月以降入園の場合は、 2019年1～12月の収入がわかる書類

転入予定でお申込みされる方

※入所内定後、所定の期日までに各施設で面談を受けることができ、**入所月の前月24日までに那覇市へ転入できる方のみ**申込みできます。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現住所の住民票謄本（世帯全員の氏名と続柄がわかるもの）</li> <li>・ 転入先に応じて、次のうちいずれか 1つ               <ul style="list-style-type: none"> <li>実家等 …………… 転入先の住民票謄本</li> <li>賃貸住宅 …………… 賃貸契約書</li> <li>建築中の持家 …… 建築証明書</li> </ul> </li> </ul>
------	--

## C) 保育料算定及び階層認定に必要な書類

那覇市在住の方は、市の税情報システムで確認できるため提出不要です。

0～2歳児の申込みの方で、当該年1月1日時点で那覇市外在住の方は、マイナンバーの提供またはお住まいだった市町村の住民税課税証明書の提出をお願いします。

### ★ マイナンバーの提供について

お住まいだった市町村の課税額を確認するためにマイナンバー（個人番号）を使用します

（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び「子ども・子育て支援法施行規則」に基づく）。

マイナンバー提供の際は、次のとおり、個人番号提供書（①）の提出及び本人確認書類（②と③）の提示が必要となります。

提出書類	①	個人番号提供書（こどもみらい課窓口にて配布しています。）
本人確認書類	②	番号確認書類（①に記載の個人番号を確認するための書類） 次のうちいずれか1つ ・マイナンバーカード（ウラ面） ・マイナンバー通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 ・官公署等発行の書類（個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されたもの）
	③	身元確認書類（提供者の身元を確認するための書類） 次のうちいずれか1つでよいもの ・マイナンバーカード（オモテ面） ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・官公署等発行の顔写真付証明書（氏名、生年月日または住所が記載されたもの）
		次のうちいずれか2つ必要となるもの ・保険証（国民健康保険、健康保険などの公的医療保険の被保険者証） ・国民年金手帳 ・児童扶養受給者証 ・特別児童扶養手当受給者証 ・官公署等発行の証明書（氏名、生年月日または住所が記載されたもの）

※ 本人以外の者がマイナンバー提供を行う場合（父のマイナンバーが記載された個人番号提供書を母が窓口にて提出など）及び郵送にてマイナンバー提供を行う場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認が完了しますのでぜひご持参ください。

※ 保育料の算定方法については、保育料についてのページ（P.23）をご確認ください。

## D) 保育料減免に必要な書類

減免事由に該当する場合は、保育料が安くなる場合があります。

くわしくは、保育料の減免についてのページ（P.24の⑤）をご確認ください。

## E) その他の必要書類

次の項目は、選考で同点となった場合のみ優先順位を決定するための資料となります。

該当する世帯はご提出ください（任意提出）

世帯の状況	提出書類
60歳未満の祖父母や、22歳以上のきょうだい同居している（年齢は令和2年4月1日時点）	同居者の状況に応じた要件書類（P.8参照）
未納がある方	納付済みの領収書の写し